

昭和五十四年環境庁告示第二十号（化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法

（昭和五十五年六月十三日）
奈良県告示第二百一十一号

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和三十四年環境庁告示第二十号）以下「告示」という。第一の一ただし書の規定に基づき特定排出水の化学的酸素要求量に該下欄に掲げる計測法とあり別表第一の上欄に掲げる要件ごとに該下欄に掲げる計測法とあり別表第二の上欄に掲げる要件ごとに該下欄に掲げる計測法とあり定め、告示第二の三の規定に基づき排水の量と特定排水の量との関係が明らかであると認められる場合は該下欄に掲げる計測法とを別表第三の上欄に掲げる要件ごとを告示第四の上欄に掲げる計測法と別表第三の上欄に掲げる要件ごとを告示第一の中欄及び下欄に掲げる計測法とあり定める。ただし、別表第一の中欄及び下欄に掲げる計測法は、特定施設が新たに設置され、又は特定施設の構造等が変更された日から二月を超えない期間に限り適用するものとする。

別表第一

要件	計測法
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一（四）
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	右同
三 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	右同

別表第二

四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰する適用とできない原因によつて総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設	右同
五 特定排出水の汚染状態が常に一定であると認められる場合	告示別記一（三）
六 新たに設置又は構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合	右同
七 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情がある場合	告示別記一（四）
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記二（三）
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について流量計等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	右同
三 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	右同
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰する適用とできない原因によつて総量規制基準	右同

一 指定地域内事業場の規模が零細である 一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	要件		別表第四 用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる一部の小規模な生活排水等の場合	要件		別表第三 五 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情がある 五 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情がある	直することが不可能であると認められる場合		
	告示別記(一)又は(二)	水排出		汚染状態の計測法	告示別記(一)又は(二)			計測法	右同
	告示別記(三)又は(四)	特定排出水 排出水 排出水			告示別記(一)又は(二)			計測法	
	告示別記(三)又は(二)	水排出		量の計測法	告示別記(一)又は(二)			計測法	右同
告示別記(三)又は(二)	特定排出水 排出水 排出水	告示別記(一)又は(二)	計測法						

五 前各号に定められるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情がある 五 前各号に定められるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情がある	四 特定排出水以外の排出山の汚染状態が一定であると認められる場合 四 特定排出水以外の排出山の汚染状態が一定であると認められる場合	三 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することできない原因によつて総量規制基準適用となる日までに所要の測定器を設置すること 三 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することできない原因によつて総量規制基準適用となる日までに所要の測定器を設置すること	二 指定地域内事業場に特定排出水以外に排出水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場の冷却水等の特定排出水の場合 二 指定地域内事業場に特定排出水以外に排出水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場の冷却水等の特定排出水の場合
告示別記(三)又は(四)		告示別記(三)又は(四)	
告示別記(三)又は(四)	告示別記(三)	告示別記(三)又は(四)	告示別記(三)又は(四)
告示別記(三)		告示別記(三)	
告示別記(三)		告示別記(三)	告示別記(三)